質問第一号

特殊教育に関する質問主意書

右の 質問主意書を提出する。

昭和四十二年十二月八日

議 院 議 長 石 井 光 次 郎 殿

衆

提 出 者

鈴

木

特 殊 教 育 に 関 す る 質 間 主 意 書

玉 は 教育 基 本 法 に 基 づ き、 玉 民 に 対 l 就 学 \mathcal{O} 義務を課すると同 時 に、 児 童 \mathcal{O} 保 護 に 当 一たり、

児 童 福 祉 法 を制 定 L て 国及び 地 方 公共 団 体 (T) 児 童 福 祉 保障 に関する責任を定め、 さら に 児 童 憲 章

切 な 治 療と 教 育 と保 与えられる。」とはつきりその責 0) 内 規定してい る。

第

+

条に

「すべ

て

 \mathcal{O}

児

童

は、

身

体

が

不自

由

な場合、

または、

精

神

 \mathcal{O}

機

能

が不十分な場合

に、

適

L

か

る

に、

特

殊

教

育

 \mathcal{O} 現

状

は、ごく一

部

を

除

き

ほ

とん

どが

野

放

L

 \mathcal{O}

状

態

で、

政

府

 \mathcal{O}

施

策

は

民

護 が 任 容 と所在を

間 \mathcal{O} 篤 志 家 \mathcal{O} 善 意 \mathcal{O} 上 に、 か ろうじ 7 そ 0) 責 任 \mathcal{O} 端 を 果 た L 7 1 る に す ぎな 1 事 態 は ま

に 寒 心 に た え な 7

ょ 0 7 次 \mathcal{O} 項 に 関 し、 政 府 0) 明 確 な る 所見を承 'n た \ \ .

心 i 身 の 不 Ė 由児にとつても法 の下には 平等で、 就学の機会均等は当然 の権 利 というべ きであ

る。 と L て 7 は 滴 切 ŧ + 貴 な 分 る 重 な 教 な る 育 る 保 人 \mathcal{O} 護 的 結 が 果、 資 与え 源 社 \mathcal{O} 5 会 拡 れ 充 復 るべ 帰 に な 0) きことは、 道 る。 をたどることは ま た、 不 国 幸 \mathcal{O} 当 に 然 L \mathcal{O} て V とり 義 社 会 務 で 復 本 あ 人 帰 る 0) \mathcal{O} と考え 道 幸 を 福 閉 \mathcal{O} 5 ざさ 4 れ な る。 れ 5 ず、 た 者 に 玉 対 に

ると思 慢 と か 言 か 5 る事 つて が 情 ŧ 過 を 勘 言 れ で 案 に な 対 す す () るとき、 と思う。 る 政 府 今 \mathcal{O} 基 政 日 本 府 \mathcal{O} 特 的 は 殊 す 所 見 4 教 B を 育 行 承 カゝ り に 政 は た 制 *(* \ 度 まことに不完 \mathcal{O} 充 実 に 段 全きわ \mathcal{O} 努 力 ま をは る ₽ らうべ 0) で、 き 玉 で \mathcal{O} あ 怠

ま 12 た 露 本 問 ま 頭 す 題 表 面 る は 姿 化 に そ さ 似 \mathcal{O} れ た て、 性 質 問 全 題 上 貌 傷 を は 断 \Box 片 は は な 小 的 さ に は کے だ 71 掌 り が 握 奥 あ げ、 行 L が き た は 糊こ 深 1 塗 0 < 的 広 L 対 か 1 策をとるにすぎず、 0 る に あ 政 た 府 か Ł \mathcal{O} そ れ れ に は 氷 対 そ す Щ \mathcal{O} が る 施 姿 ___ 策を欠 勢 角 を は 水 き、 た 面

政 府 は、 今も つて全国的 な 実 態 調 査 一も行なわず、 すべての施策は推 定 の上にたち、 間 題 点 \mathcal{O}

+

分

効

果

を

あ

げ

7

** \

る

と

は

認

8

が

た

1

解 明 12 0 1 て 専 門 的 検 討 を 加 え る 努 力 を 欠 1 7 7 る。 施 設 教 職 員 数 は 不 足 し、 そ \mathcal{O} 待 遇 ŧ 外 玉

例 に 比 L 7 低 1 さ 5 に、 心 障 児 を £ 0 家 庭 \mathcal{O} 多 < は そ \mathcal{O} 経 済 的 負 担 に 苦 L ん で 1 る

ょ つて、 少 なく لح ŧ 次 \mathcal{O} 諸 点 に 関 て は 早 急 に 実 現 を 計 る 必 要 が あ る کے 認 \Diamond 5 れ る。

(二)(八)(口)(イ) 全 玉 的 な 実 態 調 査 \mathcal{O} 実 施

玉 立 中 央 研 究 所 \mathcal{O} 設 ₩.

教 職 員 養 成 機 関 \mathcal{O} 整 備 充 実 並 \mathcal{U} に 教 職 員 \mathcal{O} 待 遇 改

善

玉 庫 負 担 12 ょ る 教 育 治 療 制 度 \mathcal{O} 実 施

右 に 関 す る 政 府 \mathcal{O} 所 見 を 承 り た 1

三 文 部 省 初 等 中 等 教 育 局 特 殊 教 育 課 \mathcal{O} 資 料 に ょ n ば 昭 和 兀 + 年 五 月 __ 日 現 在 特 殊 児 童 生

徒 推 定 数 は 百 万 几 千 兀 百 八 名 に 達 す る。 れ に は 弱 視 難 聴 言 語 障 害 児 は 含 ま れ 7 1 な

1 0 さ 5 に ア メ IJ 力 言 語 聴 覚学・ 会が千 九 百 五. + 年 大 統 領 に 提 出 L た 公式 調 杳 \mathcal{O} 結 果 ょ り 推 算

す れ ば、 言 語 障 害 障 児 は 実 存 に 在 · 七 + 五. 万 か 八千 カコ 七 ず、 百 七 + 名 に 達 す る。 殊学 両 者 を合 算 す れ ば 学 齢 児 童 中

言 語 障 害 児 \mathcal{O} 就 学 率 は 五. 千 人に 人 に す グぎな 約

百

万

近

7

心

児

が

す

る

に

わ

5

現

状

で

は

特

級

 \mathcal{O}

絶

対

数

は

余

り

に

Ł

不

足

他

方

昭

和

匹

+

年

度

の特

殊教育課

 \mathcal{O}

予

算

は

七十億円に満

たない。

政 府 は、 これで十分な対 策が 講ぜら れ て **\ るとい う自 信 が あ る のか、 その所に 見を承りたい。

重 症 早 心 期発 身 障 見の早 害 児 期教 精 神 育」 薄 弱 が 児、 特 殊教 筋 ヂ 育 ス 0 1 鉄 口 則で フ 1 あるが、 等 0) 特 不幸にして、 殊 O病 気をわ その ずらう 教育 0 児 効果を享受できぬ 童 に は 社会復! 帰

匹

 \mathcal{O} 道 は 閉 ざ さ れ 7 1 る。 さら に 成 年 に 達 L た心 身障 害 者 を 加 える な 5 ば、 数 百 万 に 達す る 心 身

障 害 者 が こ の 世 に 生 存 す る わ け に な る が、 それ らを含めて、 心 身障 害 者 福 祉 基 本 法 のごとき発

想 \mathcal{O} 上 12 たつて、 これを母法とする一 連の 立法措 置を講ずる意思 は な V カゝ 所見を承りたい。

右 質問する。